

医療法人に対する信用出資の取扱いについて

(昭和 30 年 11 月 21 日)

(医第 2037 号)

(厚生省医務局医務課長あて三重県衛生部長照会)

医療法人に対する信用出資は当然認めるべきものと思いますが、これについて次の場合はどう取扱うべきですか、何分の御指示をお願いします。

記

- 1 社団である医療法人に信用出資した者が退社する場合は民法第 681 条第 1 項、同条第 2 項および商法第 89 条の規定に準じその持分に応じ金銭をもって払戻すことは違法でないか。
- 2 信用出資に対する評価は設立当初決定しているが、これに対しては定款に何等の規定もない場合でも前記払戻しは有効であるか。

(昭和 31 年 6 月 1 日 総第 12 号)

(三重県衛生部長あて厚生省医務局総務課長回答)

昭和 30 年 11 月 21 日医第 2037 号をもって照会のあった標記の件について、左記の通り回答する。

記

医療法人に対し信用出資した社員が退社した場合における金銭による払戻は、当該医療法人の定款において信用出資に対する評価並びに退社時における金銭による払戻について規定している場合は差し支えない。